

平成26年度 大阪府がん対策推進委員会第1回がん診療拠点病院部会

日時：平成26年10月28日（火） 午後2時～4時

場所：大阪赤十字会館 401会議室

<出席者>

金倉委員、小牟田委員、佐々木委員、茂松委員、辻委員、馬場委員、松浦委員

<議事次第>

1 開 会

2 議 事

(1) 国指定がん診療連携拠点病院の指定更新及び新規指定に係る推薦について

(2) その他

3 閉 会

<内容>

(○：委員、●：事務局)

●事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「大阪府がん対策推進委員会平成26年度第1回がん診療拠点病院部会」を開催いたします。皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

当部会につきましては、大阪府の情報公開制度の一環であります「会議の公開に関する指針」に基づき、公開とさせていただいておりますので、御了承願います。

本日ご出席いただいております委員の皆様方のご紹介につきましては、時間の都合上、配布しております配席図にて御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

平成26年度第1回部会次第、配席図、委員名簿のほか、

資料1-1 平成27年度がん診療連携拠点病院指定申請に係る経過

資料1-2 平成27年度がん診療連携拠点病院指定申請病院一覧

資料2 平成27年度がん診療連携拠点病院指定に係る大阪府の推薦について

資料3 国・府拠点病院指定に係る今後の予定

資料4 大阪府推薦意見書（案）

参考資料1 大阪府におけるがん診療連携拠点病院の推薦の考え方について
（平成25年度第3回がん診療拠点病院部会承認事項）

参考資料2 がん診療連携拠点病院の大阪府推薦基準

参考資料3-1 がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦及び現況報告について
（国通知）

参考資料3-2 がん診療連携拠点病院等の整備について（国通知）

以上でございます。

なお、資料2及びそれに付随する二次医療圏毎の評価項目採点表につきましては、昨年度の部会で決定しました推薦病院を選考するための項目についての各病院の相対評価を示

しております。この各病院を点数評価した資料を公表することにより、不特定多数の方に誤解を招く恐れもございますので、委員のみへの配布資料とさせていただくとともに、評価項目採点表につきましては、審議終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、資料2本体につきましては、会議後、その他の資料とともに府のホームページにおいて公表する予定です。

資料の過不足等はありませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただく前に、部会長の堀委員が退任されたことに伴い、改めて部会長の選出をさせていただきます。

●事務局 部会長の選出について御説明させていただきます。この度、部会長の堀委員が退任されましたため、委員の中から、部会長を選出させていただきます。

お手元のクリアフォルダの「大阪府がん対策推進委員会規則」を御覧ください。

本規則第5条第3項に「部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。」と規定されております。

本来であれば、大阪府がん対策推進委員会会長の指名により選出されるところでございますが、不在でありますので、委員からの推薦により部会長を選出したいと存じます。

何か御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

○茂松委員 堀前部会長は成人病センター総長でしたが、今回、堀総長の後任に就任されておられますので松浦委員にお願いしたらどうかと思います。松浦委員は阪大時代、がん医療におきましても非常に実績を残されておりますし、成人病センター総長としてご活躍されており適任だと思っております。いかがでしょうか。

●事務局 ありがとうございます。ただいま、茂松委員から松浦委員を部会長にとご推薦いただきました。皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

●事務局 松浦委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○松浦委員 はい。

●事務局 ありがとうございます。それでは松浦委員には部会長席に移動いただき、一言ご挨拶の上、進行をお願いいたします。

○松浦部会長 成人病 C の松浦です。部会長に推薦いただき大変光栄の至りです。皆様方のご協力、ご助言で大阪のがん診療体制を少しでもよくしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

早速、議事次第にしたがって議事を進めてまいります。本日最初の1つ目の議題ですが、「国指定がん診療連携拠点病院の指定更新及び新規指定に係る推薦について」、事務局から御説明願ひます。

●事務局 まず、審議に入ります前に昨年度の部会で整理しました選定ルールと評価項目について確認させていただきます。

参考資料 1 をご覧ください。こちらが本年2月18日に開催しました、平成 25 年度第 3 回部会で整理しました大阪府におけるがん診療連携拠点病院の推薦の考え方です。

国指定のがん診療連携拠点病院については原則として1医療圏につき1病院を指定することとされています。ただし、国指針にあるように、「当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りではないものとする。」とされています。

大阪府においては人口等が他の府県よりも大幅に多いこと、また、患者流入もございませうことから、こちらの2次医療圏に一つの枠を超えて推薦し、指定されているところでは、

これに基づき、府の考え方として、昨年度、部会で整理しました。

まず、基本的考え方として、1番になります。第1に大阪オンコロジーセンター構想に基づき、特定機能病院である5大学病院と府立成人病センターは府内全域をカバーするという他の病院と異なる機能があるため、別に配置することとしています。そのうえで、第2に、大阪市以外の2次医療圏については、大都市圏域である大阪府の特性をかんがみ、特定機能病院を除く各2次医療圏で最大2病院を推薦できることとしている。第3に、大阪市医療圏については、4基本保健医療圏に分かれて設定していますが、医療機関が偏在している等の理由により、当面、大阪市を一つの医療圏と考え、特定機能病院及び都道府県がん診療連携拠点病院を除き、市内全域で最大4か所を推薦できることとしています。

続きまして、この考え方に基づいた最大2か所または4か所の推薦病院の選定ルールについて説明します。まず1つ目として、府の推薦基準、これは国の要件及び大阪府への協力となりますが、これをすべて満たす病院を推薦するという事です。2つ目として2次医療圏ごとに推薦すること、府の8つの2次医療圏でそれぞれ地域特性が異なるため、それぞれ2次医療圏単位で相対的に評価し、選定することとしています。3つ目として、候補病院が複数ある医療圏については、候補病院について別に定める評価項目ごとに評価を行い、総合評価の上、上位の病院を推薦することとしています。4つ目として、例外規定になりますが、総合評価の結果、選定された候補病院と次点の病院が極めて僅差である場合、例外的に、がん診療連携拠点病院部会において提出された意見の内容を踏まえ、次点の病院について推薦を行うことができるとしています。5つ目として、但し書きです

が、選定ルールで上位となった病院について、がん診療拠点病院部会において提出された意見の内容を踏まえ、当該2次医療圏で既指定病院と申請病院の合計数が推薦上限数未満であっても、推薦しない場合もあるとしています。

続いて、2ページ目をご覧ください。こちらが先ほど申し上げた別に定める評価項目です。昨年度から採用している選考項目になりますが、国の指定要件を鑑み、以下の項目について評価の上、選考することとしています。

まず1つ目に、診療実績として、院内がん登録数、悪性腫瘍手術件数、がんに係る化学療法への患者数、放射線治療への患者数、緩和ケアの提供体制、相談支援件数、この6つの選考項目についてそれぞれを10点満点とし、相対評価方式により評価した上で、総合評価により選考することとしています。相対評価方式については後ほど説明します。

2つ目に、人員体制としまして、国の新要件における追加もしくは拡充項目について選考項目としています。こちらは看護師のがん看護専門看護師など団体認定資格等の体制整備で望ましい、必須要件ではないが整備することがより望まれるとされている項目についてクリアしている病院については、加算として、項目ごとに1点追加することとしています。ただし、こちらの人員体制としましては、人数では加算しないこととしており、例えば医学物理士の配置が1人であっても2人であっても、1点加算としています。

3ページ目になりますが、相対評価方式の説明になります。相対評価方式とは、各選考項目の数値につき、当該2次医療圏の候補病院のうち最も数値の大きい病院の数を基準、10点満点として、その数値を10で除して、段階的に評価するものです。

例えば、ある2次医療圏に3つ、X、Y、Zの候補病院があり、その悪性腫瘍手術件数を評価する場合に、それぞれ手術件数が、X病院が1,000件、Y病院が600件、Z病院が400件であった場合、最高値のX病院が10点満点となり、基準値になります。X病院は1,000件となりますので、1,000件を10で除した100件ごとに区切り、以下のような段階的な評価となります。1から100件が1点、101から200件が2点と、100件ごとに1点足していき、901から1,000件が10点ということになります。ここから、悪性腫瘍手術件数について、X病院が1,000件で10点、Y病院が600件で6点、Z病院が400件で4点となります。

右側にも記載例として記載しています。こちらはあくまで当該2次医療圏毎に評価することとしていますので、例えば、X医療圏でA病院が院内がん登録件数1,000件、悪性腫瘍手術件数1,000件、B病院が院内がん登録件数500件、悪性腫瘍手術件数400件となった場合、評価としては、A病院はそれぞれ最も高い数値となるので、院内がん登録件数が10点、悪性腫瘍手術件数が10点、対してB病院は院内がん登録件数が5点、悪性腫瘍手術件数が4点となります。

ここでY医療圏のH病院、I病院について、H病院が院内がん登録件数2,000件、悪性腫瘍手術件数3,000件、I病院が院内がん登録件数600件、悪性腫瘍手術件数500件となった場合、Y医療圏で最も高い数値のH病院が院内がん登録件数、悪性腫瘍

手術件数ともに10点となりますが、I病院においては、先ほどのX医療圏のB病院より院内がん登録件数、悪性腫瘍手術件数ともに多いのですが、あくまでY医療圏のH病院との比較となるので、院内がん登録件数が3点、悪性腫瘍手術件数が2点となり、B病院よりも相対的な評価としては低いということになります。

このように医療圏毎にあくまで相対的に評価することが相対評価方式ということでご理解いただければと思います。

推薦の考え方につきましては以上です。

○松浦部会長 ただいま事務局から推薦の考え方を説明いたしました、ご理解いただけましたでしょうか。質問などございますか。

相対評価は少しややこしいですが、2次医療圏毎に最大の病院を10点とする考え方で

す。それでは、特にご質問等なければ、引き続き事務局より説明をお願いします。

●事務局 続きまして、大阪府から国へ推薦手続きを行うがん診療連携拠点病院の審議を行います。資料1-1、1-2をご覧ください。

まず、平成27年度がん診療連携拠点病院指定申請に係る経過についてご報告します。

平成26年9月4日付けで、国から各都道府県に平成27年度のがん診療連携拠点病院の指定に係る手続きの通知がありました。10月末までに各都道府県から国へ申請書等を提出することとされています。これを受けて、9月末を各拠点病院から府への提出期限として、申請の募集を行いました。

昨年度も同様に平成26年度の国指定地域がん診療連携拠点病院の募集を行ったところ、平成25年度第4回部会において、府立急性期・総合医療センターと市立堺病院の2病院を推薦しました。こちらについては、平成26年8月6日付けで2病院の追加指定を認めるとの国の通知があり、昨年度末時点で国指定拠点病院は14病院でしたが、現在は16病院となっています。今般は、このうち、平成25年度以前に指定を受けた14国拠点病院と、府拠点病院の中から国指定を新たに希望する病院について、募集を行ったところで

す。資料1-1の1番をご覧ください。まず、(1)として、平成25年度以前から指定を受けている国拠点病院14病院について、昨年度の国の通知において、今年度末までの指定期限に変更されていますので、今年度、指定更新の手続きを行うこととされています。こちらについては、新しい要件をすべて満たしていることを条件とし、府において推薦の可否を審議した上で、国へ申請を行うこととされています。

次に(2)として、平成26年度に新たに指定を受けた国拠点病院、先ほど申し上げた2病院については、本年8月6日から4年間の指定を受けていますので、今回の指定手続きについては現況報告のみとなり、指定要件を満たしていることをもって指定を継続する

こととされています。

続きまして(3)としまして、府拠点病院、46ありましたが、先ほどの2病院が国拠点病院へ移行したため、現在44病院となっていますが、44病院のうち新たに国の指定を希望する病院について募集を行ったところ、3病院から申請がありました。こちらについては、新要件をすべて満たしていることを要件として、府において推薦の可否を審議した上で、国へ申請を行うこととなります。

2番目として、現況報告書による指定要件の確認です。平成26年9月末までに各病院から府あてに提出されました現況報告書を審査した結果、先ほどの14病院と2病院、3病院合わせて19病院すべてについて要件に適合していることを確認しました。また、新規申請を希望する3病院については、別途現地確認を行い、現況報告書の記載と齟齬がないことを確認しています。また、既指定拠点病院については、人的要件を満たしていない場合の経過措置がありました。府内においては経過措置を適用する病院はありませんでした。

備考として、一部要件を満たさない項目がある病院がありました。下記の2病院になりますが、順に簡単にご説明します。

1つ目として、豊能医療圏の市立豊中病院です。放射線治療のべ患者数について、年間200人以上が要件となりますところ、128人と200人を下回っていました。このため、病院に確認しましたところ、平成25年度の調査期間中に外部照射装置、リニアックの更新作業を行っており、その関係で平成25年7月1日から平成26年2月28日までの8か月間、放射線治療を休止していたとのことでした。外部照射装置については経年劣化等もありますので、定期的に更新が必要なものであることから、「やむを得ない理由」によるものであり、また、更新前の平成24年度の実績、そして平成26年度の更新後の実績、こちらは年間ではありませんが、ともに要件を上回る水準の治療を行っていることから、要件に適合するものとみなすこととしています。

2つ目として、南河内医療圏の大阪南医療センターです。こちらも放射線治療のべ患者数が145人と200人を下回っていました。ただし、こちらについては指定要件において、診療実績として、院内がん登録件数、悪性腫瘍手術件数、がんに係る化学療法のべ患者数、放射線治療のべ患者数の4項目について一定の水準を上回ること、または、当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があることのいずれかを満たすこととされており、後段の「当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績がある」要件について、大阪南医療センターは南河内2次医療圏の23.3%の患者が受療しているとのことでしたので、診療実績の要件は満たしていることとなりました。

こちらの2病院の申請について上記の取扱いとすることについては、厚生労働省から了承を得ています。

このため、指定更新及び新規申請のあった計17病院について、今回のがん診療拠点病

院部会において、府の推薦の可否を審議するものです。こちらの17病院について、資料1-2に一覧として記載しています。

この結果、本日、各2次医療圏において指定更新又は新規申請病院がありますので、2次医療圏毎に審議を行いたいと存じます。審議に当たりましては事務局の説明の後、意見交換、質疑応答の上、委員の挙手により採決を行い、推薦の可否を決定することとさせていただきます。

また、本日まで出席いただいている委員の中には、今回申請のありました病院の関係者の方もおられますことから、関係する2次医療圏の審議の際にはご発言をお控えいただくとともに、関係者を除く委員の方により採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

○松浦部会長 ただいま事務局からがん診療連携拠点病院の推薦の説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

ないようですので、引き続き説明をお願いします。

●事務局 それでは2次医療圏毎の審議に入りたいと存じます。資料2及び委員の方へ配布しました評価項目採点表をご覧ください。

まず、都道府県がん診療連携拠点病院についてご審議いただきます。資料2の1になりますが、今回、都道府県がん診療連携拠点病院に申請がありましたのは、既に都道府県がん診療連携拠点病院に指定されています、府立成人病センター1病院の申請のみでした。府立成人病センターについては指定要件にすべて適合していることから、府立成人病センター1病院を都道府県がん診療連携拠点病院として推薦することを事務局から提案します。

○松浦部会長 ただいま事務局から説明のありましたとおり、まずは都道府県がん診療連携拠点病院について、府立成人病センターのみの申請ということですが、何かご意見はございますでしょうか。

もし、特にご意見等ないようでしたら、採決に移りたいと思います。

それでは、私は採決に加わずに、賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手)

○松浦部会長 私を除いた全員の委員の方がお認め頂きましたので、府立成人病センターを都道府県がん診療連携拠点病院として推薦することとします。

それでは引き続き、地域がん診療連携拠点病院の審議について、説明をお願いします。

●事務局 引き続き、地域がん診療連携拠点病院の審議に移ります。資料2をご覧ください。

大阪府においては8つの2次医療圏がありますが、今回、8つの2次医療圏全てについて、更新又は新規申請を希望する病院がありますので、2次医療圏毎にご審議いただくこととなります。

このうち、資料2の2（1）記載の、豊能、三島、北河内、南河内、堺市、泉州の6つの2次医療圏につきましては、既指定病院の指定更新のみとなりました。それぞれ資料2に基づいてご説明します。

まず1番目に、豊能2次医療圏です。こちらは現在、大阪大学医学部附属病院と市立豊中病院の2病院が指定を受けています。大阪大学医学部附属病院は特定機能病院になりますので、こちらを除いて、さらに2つ加えた、上限数3の病院を最大推薦することができることとなっています。今回申請があったのは、大阪大学医学部附属病院と市立豊中病院2病院の指定更新のみとなります。

2番目に、三島2次医療圏です。こちらは現在、大阪医科大学附属病院の1病院が指定を受けています。特定機能病院になりますので、大阪医科大学附属病院を除いて、さらに2つの病院を推薦することができるとしており、上限数は3となります。今回申請があったのは、大阪医科大学附属病院の1病院の指定更新となります。

3番目に、北河内2次医療圏です。こちらは現在、関西医科大学附属枚方病院の1病院が指定を受けています。特定機能病院になりますので、関西医科大学附属枚方病院を除いて、最大2病院を推薦することができるとしており、上限数は3となります。今回申請があったのは、関西医科大学附属枚方病院の1病院の指定更新となります。

4番目に、南河内2次医療圏です。こちらは現在、近畿大学医学部附属病院と大阪南医療センターの2病院が指定を受けています。近畿大学医学部附属病院は特定機能病院になりますので、こちらを除いて、最大2病院を推薦することができるとしており、上限数は3となります。今回申請があったのは、近畿大学医学部附属病院と大阪南医療センターの2病院の指定更新となります。

5番目に堺市2次医療圏です。こちらは現在、大阪労災病院と平成26年度に指定を受けた市立堺病院の2病院が指定を受けています。このうち市立堺病院は指定期間中ですので、今回は更新対象ではありません。今回、大阪労災病院のみから申請がありましたので、上限数まで残り1のところ、大阪労災病院の1病院の指定更新となります。

6番目に、泉州2次医療圏です。こちらは現在、岸和田市民病院の1病院が指定を受けています。こちら上限数2というところですが、今回申請があったのは、岸和田市民病院の1病院の指定更新となります。

6つの2次医療圏それぞれ、各病院は指定要件に適合していることから、これらの各病院を推薦することを事務局から提案します。

○松浦部会長 ただいま、6つの2次医療圏、資料2の2（1）のアからカまでの2次医療圏についてご説明いただきました。豊能2次医療圏については金倉委員が関係者ですの

で、まず、イからカまでの、三島、北河内、南河内、堺市、泉州の5つの2次医療圏について一括して審議したいと思います。この5つの2次医療圏について、ご質問、ご意見あるいはご異議ございますでしょうか。

○辻委員 今回更新の申請ですね。これから、新規でまだ枠に余裕のあるところがありますけれども、それが出てくる可能性はありますでしょうか。

●事務局 国の方で今後制度が変更される可能性はありますが、そういったことがなければ、毎年この時期に申請を受け付けることとされています。このため、今年度はありませんでしたが、来年度以降募集があった場合、指定要件を全て満たす病院から申請がありましたら、がん診療拠点病院部会で審議した上で、推薦を行うことは考えられます。これは来年度以降の手続きということになります。

○辻委員 わかりました。ありがとうございます。

○松浦部会長 他にいかがでしょうか。この5つの2次医療圏について特にご意見ございませんか。もしご意見なければ、この5つの、三島、北河内、南河内、堺市、泉州の2次医療圏にそれぞれの病院を推薦するということの採決を取りたいと思います。事務局の提案に賛成の方は挙手を願います。

(挙手)

○松浦部会長 どうもありがとうございました。全員が賛成いただいたということで、それぞれの2次医療圏の病院を推薦することとさせていただきます。

それでは、豊能2次医療圏について、これは金倉委員が関係者でありますので、金倉委員以外の委員の方でご審議いただきたいと思います。豊能の大阪大学医学部附属病院と市立豊中病院でございますが、ご質問、ご意見、ご異議等ございますでしょうか。

もし、ないようでしたら、豊能2次医療圏から大阪大学医学部附属病院と市立豊中病院を推薦することについて採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手を願います。

(挙手)

○松浦部会長 全員が賛成いただいたということで、この2病院を推薦することとさせていただきます。

それでは引き続き、事務局から説明をお願いします。

●事務局 引き続き資料2をご覧ください。続きまして、(2)記載の、指定更新に加え、新規申請のありました2次医療圏について審議いただきます。

まず、アの中河内2次医療圏について審議いただきます。なお、八尾市立病院病院長の佐々木委員は関係者となりますので、中河内2次医療圏につきましては、佐々木委員を除く6名の委員で審議をお願いします。

中河内2次医療圏については、現在、東大阪市立総合病院の1病院が指定を受けています。先ほどの府の考え方に基づくと、上限数は2病院ですが、今回、東大阪市立総合病院の1病院の指定更新に加えまして、新規申請として八尾市立病院の申請がありました。申請病院は合わせて2病院となり、申請が可能な上限数の枠に収まっています。また、この2病院について、全て指定要件を満たしていることを確認していることから、この2病院を推薦することを事務局として提案します。

○松浦部会長 ただいま説明のありました中河内2次医療圏について、東大阪市立総合病院が指定更新、八尾市立病院が新規申請をしています。それぞれ指定要件を満たしているとのことですので、この2病院を推薦することについてご審議いただければと思います。ご意見ございますでしょうか。

もしご意見がありませんでしたら、佐々木委員を除いて、6名の委員で採決を取りたいと思います。東大阪市立総合病院と八尾市立病院を中河内2次医療圏から推薦することについて賛成の方は挙手を願います。

(挙手)

○松浦部会長 全員が賛成いただいたということで、この2病院を推薦することとさせていただきます。

それでは引き続き、事務局から説明をお願いします。

●事務局 引き続き資料2をご覧ください。続きまして、(2)イ記載の、大阪市2次医療圏について審議いただきます。なお、大阪警察病院副院長の小牟田委員は関係者となりますので、大阪市2次医療圏につきましては、小牟田委員を除く6名の委員で審議をお願いします。

大阪市2次医療圏については、現在、都道府県がん診療連携拠点病院として指定を受けている府立成人病センターを除き、5病院が指定を受けています。このうち、府立急性期・総合医療センターについては、平成26年度に指定を受け、指定期間中ですので、今回は更新対象ではありません。

そこで、今回更新対象となるのは4病院になりますが、先ほどの府の考え方に基づくと、大阪市2次医療圏の上限数は、オンコロジーセンター支援構想に基づく、府立成人病セン

ターと大阪市立大学医学部附属病院を除いた上で、残り4つの通常の病院の推薦枠があることとなりますので、そのうち、府立急性期・総合医療センターを除いた分の、3病院の枠があるということになります。

今回、申請病院として、府立成人病センターと府立急性期・総合医療センターを除いた上で、6病院の申請がありました。指定更新としまして、大阪市立大学医学部附属病院と大阪市立総合医療センター、大阪医療センター、大阪赤十字病院の4病院があります。また、新規申請としまして、大阪警察病院と淀川キリスト教病院の2病院の申請がありました。このため、計6病院の申請となりました。これらの6病院について、全て指定要件を満たしていることを確認しています。

事務局の推薦案としましては、まず、オンコロジーセンター支援構想に基づき、他の5病院と異なる役割から、大阪市立大学医学部附属病院を推薦することを提案します。

残り、推薦の上限数としては3になりますが、この3を超過することから、相対評価を行います。評価項目採点表に基づきますが、大阪市立大学医学部附属病院については参考数値となります。相対評価における残り5病院のうち、上位の病院を選定することとなりますが、上位から順に、大阪市立総合医療センター、大阪医療センター、大阪警察病院、大阪赤十字病院、淀川キリスト教病院という評価になりました。

こちらは、院内がん登録件数や悪性腫瘍手術件数、がん化学療法のべ患者数、放射線治療のべ患者数、緩和ケア年間新規診療症例数、相談支援年間件数の診療実績を、それぞれ最高10点の相対評価項目になります。それに加えて、人員体制、配置が望ましいとされる項目、医師及び医師以外の診療従事者、それぞれの項目について加算を加えた合計点数になります。

先ほどの府の考え方にに基づき、相対評価が上位となる順に3枠ございますので、3病院、大阪市立総合医療センター、大阪医療センター、大阪警察病院について推薦することを事務局として提案します。

また、次点となります大阪赤十字病院については、3病院のうち第3位でした大阪警察病院と点差が4点となりますので、こちらについて、先ほどの例外規定として、僅差であると認められる場合は、加えて推薦を行うことができるとしています。まず、原則通りの取扱いとして、僅差と認めず、例外規定を適用せずに大阪市立総合医療センターと大阪医療センター、大阪警察病院の3病院を推薦し、大阪赤十字病院については現在指定を受けていますが、指定更新の推薦を行わないとする案があります。また、僅差と認め、例外規定を適用することとして、上限数を1枠超えることとなりますが、大阪市立総合医療センターと大阪医療センター、大阪警察病院、大阪赤十字病院の4病院を推薦することも考えられますが、こちらの取扱いについて、委員の皆様でご審議いただければと存じます。

○松浦部会長 大阪市については少し議論があるかと思えます。説明の最後にありましたように、通常の方で4病院、大阪市立大学医学部附属病院と大阪市立総合医療センタ

一、大阪医療センター、大阪警察病院までは推薦することとなりますが、5番目の大阪赤十字病院が4点差で、これを僅差と認めるかどうか、ご意見、ご審議いただきたいと思えます。

大阪警察病院は新規で、大阪赤十字病院は更新ということになりますが、大阪赤十字病院の取扱いについてご意見をお願いします。

○茂松委員 大阪赤十字病院はやはり準公的機関であるということと、次の淀川キリスト教病院と比べますとかなり点差が開いているということで、これは僅差として認めていただいて、大阪赤十字病院も一つ入れていただくということでいかがでしょうか。

○辻委員 やはり、赤十字（Red Cross）は世界的にも大きな機関であるということと、その基幹病院としての大阪赤十字病院ですので、海外援助をされているなど、グローバルに活動できる病院も必要だと思いますので、入れることを提唱します。

○佐々木委員 私もこの大阪赤十字病院と淀川キリスト教病院との差が非常に大きくて、上の大阪警察病院との差がほとんどありませんので、大阪赤十字病院も申請を認めていただければと思います。

○松浦部会長 他の委員の先生方で、別のご意見の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決を取りたいと思います。大阪市2次医療圏の申請病院として、大阪市立大学医学部附属病院と大阪市立総合医療センター、大阪医療センター、大阪警察病院、さらに大阪赤十字病院の5病院を推薦することについて賛成の方は挙手を願います。

（挙手）

○松浦部会長 全員が賛成いただいたということで、この5病院を推薦することとさせていただきます。

それでは続きまして、「国及び府指定拠点病院の指定に係る今後の予定について」、事務局から説明をお願いします。

●事務局 資料3及び資料4をご覧ください。まず資料3の国・府拠点病院の指定に係る今後の予定について、ご説明します。

1番左上になりますが、今回、第1回がん診療拠点病院部会において、国拠点病院の指定に係る推薦の審査を行っていただいたところでございます。今回の審査結果に基づきまして、10月末を期限とされていますので、府において推薦意見書を作成の上、国へ提出

することとなります。

こちらの推薦意見書（案）について資料4として添付しています。大阪府の推薦意見書（案）になりますが、まず冒頭に、1番以降で、総論として、大阪府の状況や大阪府における推薦の考え方を記載しています。

1ページ目になりますが、1（1）①として、大阪府の地域特性として人口規模が非常に大きいことを挙げています。また②として、患者の移動が大きく、2次医療圏をまたがる患者移動や近隣府県からの患者の流入が非常に大きいことを説明しています。これらのことから、原則として2次医療圏に1つの拠点病院ということになってはいますが、例外的に2次医療圏に1つを超える拠点病院を申請することを説明しています。

（2）として、府の医療提供体制の目指す方向性・整備方針について説明しています。こちらでは、①としてオンコロジーセンター支援構想として、府立成人病センターと5大学病院の特定機能病院については、高度先進医療や人材育成など、2次医療圏を超えた、府全域についての役割を鑑み、別枠とすることを説明しています。また②として、大阪府独自の地域連携体制である「がん診療ネットワーク協議会」、こちら各2次医療圏の国拠点病院に事務局となっただき、2次医療圏毎に運営いただいておりますが、こちらは大阪府独自の、他の都道府県にはない取り組みですので、ネットワーク協議会を組織して、地域連携を独自に進めていることを主張しています。

続きまして、4ページ目、③として、拠点病院の必要数になります。こちらで先ほどの府の考え方に基づく必要数について説明しています。人口規模で換算しますと、概ね1医療圏全国平均で約37万人程度となりますが、大阪府では8医療圏で約3.4倍の人口規模があることから、単純計算で27病院程度あってもおかしくないこととなります。しかし、大阪府においては、現在16の拠点病院が指定されていますが、先ほどの基本的考え方に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院と5大学病院の特定機能病院6病院を除いた上で、大阪市を除く7つの2次医療圏においては2病院ずつ、大阪市においては4病院、合計24病院の指定が必要であるとしています。

（3）として、2次医療圏を超えて指定されることによるがん診療体制の相乗効果として、①でがん患者のニーズに合った医療の提供、②で地域における患者中心のがん診療連携体制の強化、③で相談支援体制の充実を例として挙げています。

2として、推薦手続きについて、（1）で大阪府がん対策推進委員会がん診療拠点病院部会における審議及び推薦基準について説明しています。（2）については、まさに本部会になりますが、こちらの選考結果に基づき推薦病院を決定したとしています。

3以降の推薦病院の記載については、本日の部会の審議結果を受けて、推薦することが適当とされた各病院について記載を加えた上で、10月末に国へ提出することができればと考えています。こちら推薦意見書（案）でありますので、最終的な推薦意見書については、時間の関係もありますので、部会長の一任とさせていただければと存じます。

資料3に戻りますが、国拠点病院については、10月末の国への提出以後、厚生労働省

において申請書類の審査等があり、2月頃に国において「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」が開催される予定です。こちらにおいて、申請を行った各都道府県、大阪府の場合、府がプレゼンテーションを行い、こちらで指定の可否について審議がなされる予定です。指定が適当とされた病院については、3月末を目途に国の指定通知があり、来年度の平成27年4月1日から指定を受ける予定です。

続きまして、府の拠点病院の今後の予定について説明します。府拠点病院においては、昨年度、国から新たな指針が出されたことに伴い、今年度にかけて、府拠点病院の指定のあり方について検討することとしています。現在、府指定拠点病院の指定要件案の策定作業を行っているところですが、11月下旬から12月上旬頃に第2回がん診療連携拠点病院部会を開催させていただき、府指定拠点病院の設置要綱及び指定要件の改定案について審議いただければと考えています。

審議を経た上で、府拠点病院の新要件等を策定し、府拠点病院44病院等に発出し、各病院においては現況報告書、申請書等を作成いただきます。1月末頃を目途に府へ提出いただき、その後、2月から3月頃に申請書類の審査を行い、3月頃に第3回がん診療連携拠点病院部会として、府拠点病院の指定に係る審査、既指定44病院の指定更新の審査及び、新規申請を希望する病院があれば新規申請の審査を行うことを予定しています。こちらを踏まえた上で、3月末を目途に府拠点病院の指定通知を行い、平成27年度の4月1日から、新たな体制として国拠点病院及び府拠点病院がスタートするという予定です。

○松浦部会長 ありがとうございます。今後の予定についていかがでしょうか。本日審議しました国拠点病院の推薦については、資料4の形で提出するということになります。

それから、府指定については、先生方お忙しいところ恐縮ですが、第2回を11月から12月にかけて、第3回を3月に行うというスケジュールで進んでいきたいということでございます。

何かご意見、ご質問ございますでしょうか。このような進め方とさせていただくことでよろしいでしょうか。

○辻委員 大阪は割合拠点病院が多い方ですが、でも、多くても皆さんが切磋琢磨ということで頑張っていて、良い診療につなげていただけたらいいと思いますけれど、やはりそのことを各拠点病院にしっかりと分かっていただいて、歯抜けになったりすることのないように、最後まできっちりやっていたらと思います。

それで、このような大きい資料はいらないと思いますけれど、ある程度の目安になるようなものは患者さんにも分かるように出していただけたら、やはり病院選びの時に非常に助かるのではないかと思います。それもまた一つの競争になるかと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

○松浦部会長 貴重なご意見ありがとうございます。国指定も府指定も多いわけですが、切磋琢磨してということと、情報提供。情報公開はおそらく各病院がしているとは思いますが、府民の方に分かりやすい形でということですね。府の方からなにかご説明ありますか。

●事務局 貴重なご意見ありがとうございます。情報提供については本当に大切なことで、我々としても永遠の課題といえますか、どんどん良くしていく部分については問題ないかと考えています。分かりやすい情報提供というのは常に心掛けていくべきだと思っていますので、引き続き情報提供の充実に努めてまいりたいと思っていますので、またご意見いただければと思います。よろしくをお願いします。

○松浦部会長 ありがとうございます。他にスケジュールについて、ご意見等ありますでしょうか。

ご意見ないようであれば、この資料3のようなスケジュールで進めさせていただきます。

本日用意していた議事は以上になりますが、その他として、何かあれば、ご意見おっしゃりたい方がいらっしゃればお願いします。

○小牟田委員 今後のことになるとと思いますが、我々の所も診療圏分析をしますと、大阪市内だけでなく、市外からもかなりの患者さんがいらっしゃっています。1時間くらいで大阪市まで来られるという大阪府の特徴を考えますと、2次医療圏で全く立候補する拠点病院がないところもある現状を見ますと、そういうところを大阪市内の係数を増やしてもいいのではないかとということ、今後になりますが、かなり2次医療圏間の件数の差がありますので、その点も検討できたらいいと思います。

○松浦部会長 ありがとうございます。大変大事なポイントだと思います。今の件で何かご意見ありますでしょうか。確かに2次医療圏は80年代に決めた制度が残っているものでして、それに基づいて行っているものでありますが、今回おっしゃったように、患者さんは、府内の移動が容易ですからいろいろな所に行っておられるわけです。今後は少し柔軟に考えたらどうかという意見でした。

2次医療圏の分析はされていたかと思いますが、各医療圏によってずいぶん違うんですけど、やはり2次医療圏を超えての移動は多いのですか。

●事務局 医療圏ということでは、例えば中河内はずいぶん多いです。ほとんど交通網で決まってくるので、医療圏毎というよりも、医療圏の中でも方向が決まってくるから、細かい話になりますが、確におっしゃる通りです。

あまりその議論を進めると、結局1か所に集中することにもなりかねないので、その

バランスが大切です。

○松浦部会長 やはりその地域も大事にするという、両方のバランスが大事でしょうね。貴重な提案ありがとうございました。また今後もぜひ議論していきたいと思います。

○辻委員 それぞれの拠点病院のプライドとか、あるいはいろいろなものがあると思うのですが、やはり患者さん中心に配慮していただいて、フレキシブルに採っていただくなり、動いていただくなりしていただけたらと思います。やはりどうしても困ってしまうところもあるかと思うので、情報公開と合わせてぜひお願いしたい。その方がかえって患者さんは信用されるんじゃないかと思いますのでよろしくお願いします。

○松浦部会長 この点については、また機会があれば議論できればと思います。他に何か発言されることはございますでしょうか。

もしないようでしたら、本日予定していました議題は終了しました。また第2回、第3回もありますのでよろしくお願いします。

それではこれもちまして第1回がん診療拠点病院部会を終了します。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なご意見ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しします。

●事務局 松浦部会長、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。委員の皆様には、本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。

これもちまして、第1回がん診療拠点病院部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(終了)